

令和5年第3回神奈川県議会定例会議案

(条例その他 その3)

目 次

番 号	件 名	ページ
定 県 第 84 号 議 案	損害賠償請求訴訟の判決に対する控訴について	1

損害賠償請求訴訟の判決に対する控訴について

神奈川県は[]ほか1名の提訴に係る損害賠償請求訴訟の判決に対して、次のとおり控訴の提起（上訴を含む。）をするものとする。

1 訴訟当事者

原告

[]

[] ほか1名

被告

神奈川県

代表者 知事 黒 岩 祐 治

2 控訴の期限

令和5年10月12日

3 控訴の理由

令和3年6月18日、原告が国道138号を原動機付自転車で走行中、仮設橋の車線中央部に設置されていた覆工板のずれ止め材上でスリップして転倒したとする交通事故について、原告らは、道路の管理に瑕疵があったと主張し、令和4年11月22日神奈川県を被告とする損害賠償請求の訴えを提起し、令和5年9月28日判決の言渡しがあったが、この判決は事実の誤認及び法律判断に誤りがあると認められるので控訴するものとする。

令和5年10月5日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

損害賠償請求訴訟の判決に対し、控訴したいので提案するものであります。